

# 泉大津市インフルエンサーを活用したプロモーション業務仕様書

## 1 業務名

泉大津市インフルエンサーを活用したプロモーション業務

## 2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 3 業務内容

ターゲット市場に影響力のあるインフルエンサーを招聘し、以下の業務を行うこと。

### (1) インフルエンサーによる本市の魅力発信

本市において体感・実感した訪問場所及び特産品である毛布の魅力等を自身が有するソーシャルメディアにて発信すること。

ア 訪問場所は大津神社、泉穴師神社、助松神社、曾禰神社を含むこととし、他の訪問場所及び日時を、被招聘者ごとの特性や意向及び本市への来訪者増加に効果的な時期を踏まえ、委託者と協議の上、決定すること。

イ 市の特産品である毛布を被招聘者に使用してもらい、投稿を見た人に魅力が伝わる発信をすること。なお、被招聘者に使用してもらう特産品の費用はインフルエンサー1組あたり5万円程度とし、市と協議の上決定することとし、購入費用は受託者が負担すること。

ウ メインターゲットは近畿二府四県に住む子育て世代とする。

エ 被招聘者の本業務に係る全ての活動費用（交通費、謝礼金など）は受託者が負担すること。

オ 訪問先での行程が円滑に行われるよう、予約・手配（食事、施設入場、体験、旅行保険、移動手段の確保等）を行うこと。なお、市内スポットの案内は原則、委託者が行うものとする。

カ 被招聘者は招聘先訪問後、体感した本市の魅力を自身が所有するソーシャルメディアにて行うこと。

キ 発信媒体はInstagramを必ず含むものとし、発信する投稿の公開期間は、1年以上とすること。

ク 起用する被招聘者と委託者の関係を明示するなど、ステルスマーケティング防止対策を具体的に講じること。

### (2) インフルエンサーによる市民向け講座の開催

写真及び動画の撮影方法、効果的な情報発信方法等についての市民向け講座を開催し、参加者の集客を行うこと。講座は参加者が本市の魅力を発信する技術を学び、実際に本市の魅力を発信してみたいと思えるような内容とすること。

ア 講座は2回以上行うこととし、最低1回は対面での講座を開催すること。

- イ 1回の講義の定員は30人以上とすること。
- ウ 日時及び場所は委託者と協議の上、原則、受託者が市内の場所を確保し、会場及び機材の準備、司会進行、撤収等を行うこと。
- エ 参加者の募集については、委託者がHP、SNS、広報紙等で周知を行い、申込受付をすることとし、受託者がチラシやバナーのデザイン作製等、参加者をより多く集めるための取組みを行うこと。
- オ 講師の選定、調整及び謝礼の支払い（外部講師が必要である場合のみ）は受託者が行うこと。
- カ 受講料は無料とすること。
- キ 講座内容、開催時期、場所、講師等の決定にあたり、講座開始前に委託者と協議し、委託者の了承を得ること。
- ク 講座実施後、参加者向けに満足度等に関するアンケートを実施すること。

### (3) 効果検証

事業の結果を取りまとめた業務報告書を作成すること。業務報告書には以下の内容を含めることとする。

- ア インフルエンサーの投稿についての日時や内容
- イ インフルエンサーの投稿についてリーチやインプレッション、エンゲージメント、コメント等、閲覧者のデータを集計・分析した結果報告
- ウ 市民向け講座の参加者の満足度等に関する分析
- エ その他、本市の魅力発信において有効だと思われる分析

## 4 留意事項

- (1) 制作物が他の所有権や著作権を侵害するものではないこと。
- (2) 本事業に関する所有権や著作権は原則としてすべて委託者に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び本業務に関して疑義が生じたときには、委託者と受託者との協議により決定する。